

令和4年11月定例会

厚生委員会資料

(子ども未来部)

秋田市児童館条例の一部を改正する件について

1 将軍野児童館の概要

- (1) 所在地：将軍野東一丁目7番52号
- (2) 敷地面積：145.27㎡
- (3) 床面積：168.48㎡（木造2階建て）
- (4) 建築年度：昭和49年建築（築48年目）

2 利用状況

	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
平日利用者(平均)	10人	11人	7人	2人	6人	4人
土曜利用者(平均)	6人	4人	3人	1人	6人	4人
一般利用	37日	19日	19日	3日	42日	9日

※令和4年度は、上半期の実績

3 周辺見取図



4 位置図および建物写真

- ・位置図：秋田市将軍野東一丁目付近



- ・配置写真：敷地面積145.27㎡



- ・外観写真：床面積168.48㎡(木造2階建て)



秋田市児童館条例新旧対照表

改 正 案	現 行																
第1条～第6条 (略) 別表(第2条関係) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">名 称</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	位 置	(略)		(略)		(略)		第1条～第6条 (略) 別表(第2条関係) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">名 称</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">秋田市将軍野 児童館</td> <td style="text-align: center;">秋田市将軍野東一丁 目7番52号</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	位 置	(略)		秋田市将軍野 児童館	秋田市将軍野東一丁 目7番52号	(略)	
名 称	位 置																
(略)																	
(略)																	
(略)																	
名 称	位 置																
(略)																	
秋田市将軍野 児童館	秋田市将軍野東一丁 目7番52号																
(略)																	

請願・（陳情）		令和4年11月市議会定例会提出分		（新規）・継続	
受理番号	受理年月日	件名	請願・（陳情）者名		
77	令和4年11月21日	保育施設における新型コロナウイルス感染症対策の見直しについて	住所氏名		
請願・（陳情）の要点			左に対する措置等		
<p>1 子供のマスク着用による弊害を考慮し、保護者が子供にマスク着用を「させる・させない」を自由に選択できるようにすること。</p> <p>2 保育施設は、子供にマスク着用を求めないこと。</p> <p>3 保育施設は、屋外活動など換気の行き届いた場面では、積極的にマスクを外し、子供たちに表情が見えるようにすること。</p>			<p>○就学前児童のマスク着用については、個々の発達の状況等を踏まえる必要があることから、一律の着用を求めないよう各保育所等に対し周知している。</p> <p>○2歳未満の児童にはマスクの着用は推奨していないこと、また2歳以上の児童には他者との距離にかかわらず、マスク着用を一律に求めないことを保育所等に対し周知している。</p> <p>○屋外などの、人との距離が確保できる場合は、マスクの着用が不要であることを保育所等に対し周知している。</p>		

バス送迎の安全管理に関する実地調査等について

1 実地調査

(1) 調査の経緯

令和4年9月5日に発生した静岡県牧之原市の送迎バスの事故を受けて、同月9日に国が発出した事務連絡に基づき、バス送迎を行っている教育・保育施設等を対象とした実地調査を行った。

(2) 調査期間

9月22日(木)から12月5日(月)まで

(3) 調査概要

国で定めた項目(無断欠席園児の確認、バス乗降時の園児数の確認、マニュアルの作成等)について、関係職員の立会いのもと市職員が調査した。

(4) 調査対象施設およびバス保有台数

施設類型	対象施設	バス台数
公立保育所	5	6
私立保育所	1	1
認定こども園	19	38
幼稚園	9	18
認可外保育施設	2	2
計	36	65

(5) 調査結果

ア 調査した全ての施設において、バス降車後の見回りや無断欠席時の保護者への連絡を実施していた。

イ 一部の施設で、マニュアルやチェックリストの作成・利用がなかったことから、早急に対応するよう指導した。

2 こどものバス送迎・安全徹底マニュアルの活用

国が新たに策定した「こどものバス送迎・安全徹底マニュアル」を全施設へ送付し活用を促すとともに、指導監査時にバス送迎関連以外も含め安全管理に不備がないか確認し、必要に応じて指導している。

ヤングケアラー実態調査について

1 実態調査結果

(1) 回答数

- ① 市立中学生 5,612人／6,705人 (83.7%)
- ② 市立高校生 915人／970人 (94.3%)

(2) ヤングケアラー(可能性含む)の生徒数

① 本市調査の基準※1

- ア 中学生 502人／5,612人 (8.9%) →1クラスに2.4人 ※2
- イ 高校生 118人／915人 (12.9%) →1クラスに4.3人 ※2

※1 本市調査においては、以下のいずれか又は両方に該当する生徒を、ヤングケアラーの可能性ありとした。

- ・大人に代わって家事・労働を毎日、又は週4～5日以上行っている
- ・大人に代わって世話をしている(「ペットの世話」などそぐわない内容は除く)

※2 令和4年度秋田市立中学校・高校の1クラス平均人数(中学校27人、市立高校33人)から算出

② 国の基準※3

- ア 中学生 240人／5,612人(4.3%) →1クラスに1.2人 ※2
- イ 高校生 38人／915人(4.1%) →1クラスに1.4人 ※2

※3 令和3年に厚労省・文科省が実施した調査結果

「世話をしている家族がいる」中学生5.7%、高校生4.1% →1クラスに1～2人

2 調査後の主な流れ

令和4年9月～ 支援機関※4からの回答結果に基づき、状況確認。

- 同 11月～
 - ・生徒の回答結果に基づき、各学校への聴き取りを実施中。
 - ・各学校による見守りを継続しつつ、必要に応じて学校と情報共有しながら介入の必要性や時期を個別に判断する。
 - ・要保護児童対策地域協議会が支援を必要と判断した場合は、管理ケースとして受理し、対応する。

令和5年度(予定) ・早期発見、早期対応のための周知、啓発活動を行う。
・調査対象の拡大について検討する。

※4 支援機関・・・民生児童委員、地域包括支援センター、居宅介護事業所、生活保護CW、養護教諭等

3 その他

支援機関へのアンケートを含め、この度の実態調査の全体については、後日、公表を予定している。